

第5回広島市・海田町合併研究協議会次第

日時：平成14年(2002年)12月25日(水)

15:00～

場所：広島市議会議事堂4階 全員協議会室

1 開会

2 議事

- 議題1 合併の期日(案)【協議番号第14号】
- 議題2 議会の議員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第15号】
- 議題3 合併後における旧海田町議会議員の取扱い(案)【協議番号第16号】
- 議題4 合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い(案)
【協議番号第17号】
- 議題5 行政機関の設置及び組織の取扱い(案)【協議番号第18号】
- 議題6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第19号】
- 議題7 税の取扱い(案)【協議番号第20号】
- 議題8 補助金等の取扱い(案)【協議番号第21号】
- 議題9 国民健康保険事業の取扱い(案)【協議番号第22号】
- 議題10 水道事業の取扱い(案)【協議番号第23号】
- 議題11 広島市・海田町合併建設計画素案(事業計画・財政計画(案))

3 閉会

広島市・海田町合併研究協議会委員名簿(24名)

平成14年(2002年)12月25日現在

	職名	氏名		氏名
広島市	市長(会長)	秋葉 忠利	議長	平野 博昭
	助役	山田 康	副議長	戸田 満
	収入役(監事)	伊藤 利彦	大都市制度推進対策特別委員会委員長	木山 徳和
	企画総務局長	三宅 吉彦	大都市制度推進対策特別委員会副委員長	村上 通明
	財政局長	平野 隆	大都市制度推進対策特別委員会副委員長	若林 新三
	議会事務局長	原田 尚武	総務委員長	熊本 憲三
海田町	町長(副会長)	加藤 天	議長	河野 道昭
	助役	松岡 修士	副議長	中岡 長一
	収入役(監事)	正木 洋	合併問題調査特別委員会委員長	前田 勝男
	企画部長	中野 潔	議員	山岡 寛次
	総務部長	上條 正弘	議員	住吉 充
			議員	原田 幸治
		議員	齋木 貞暁	

第5回広島市・海田町合併研究協議会 資 料

	頁
議題1	合併の期日(案)【協議番号第14号】・・・・・・・・・・ 1
議題2	議会の議員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第15号】・・・・ 2
議題3	合併後における旧海田町議会議員の取扱い(案) 【協議番号第16号】・・・・・・・・・・ 3
議題4	合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い(案) 【協議番号第17号】・・・・・・・・・・ 4
議題5	行政機関の設置及び組織の取扱い(案)【協議番号第18号】・・・・ 5
議題6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第19号】・・ 11
議題7	税の取扱い(案)【協議番号第20号】・・・・・・・・・・ 12
議題8	補助金等の取扱い(案)【協議番号第21号】・・・・・・・・・・ 14
議題9	国民健康保険事業の取扱い(案)【協議番号第22号】・・・・・・・・・・ 25
議題10	水道事業の取扱い(案)【協議番号第23号】・・・・・・・・・・ 28
議題11	広島市・海田町合併建設計画素案(事業計画・財政計画(案))・・・・ 33

日時：平成14年(2002年)12月25日(水)

15:00～

場所：広島市議会議事堂4階 全員協議会室

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第14号

協議事項	合併の期日
------	-------

調整方針(案)	平成16年4月1日とする。
---------	---------------

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第15号

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い
------	------------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 議員の定数 60人 (安芸区で選挙すべき議員の数は4人)		1 議員の定数 20人	
2 議員の任期 平成11年5月2日～平成15年5月1日		2 議員の任期 平成13年4月1日～平成17年3月31日	

調整方針(案)	議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、広島市議会議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される広島市議会議員の任期に相当する期間、広島市議会議員の定数を増加し、海田町の区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。
---------	---

備 考	<p>1 編入合併特例定数 海田町の区域 2名増加</p> $\left[\begin{aligned} \text{編入合併特例定数} &= \text{旧定数(合併前の広島市議会議員の定数)} + \text{増加数} \\ &= \text{旧定数} + (\text{旧定数} \times \text{海田町の人口} / \text{広島市の人口}) \\ &= 60人 + 60人 \times 30,042人 / 1,126,239人 (\text{人口は平成12年国勢調査}) \\ &= 60人 + 2人 (0.5人以上1人未満の端数は1人とする。) \\ &= 62人 \end{aligned} \right]$ <p>2 編入合併特例定数に係る期間 7年1か月</p> <p>平成16年4月1日(合併日) → 3年1か月 → 平成19年5月1日 → 4年 → 平成23年5月1日</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抄)</p> <p>(議会の議員の定数に関する特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 他の市町村(略)を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り(略)、当該編入されることとなる合併関係市町村の(略)区域の人口(略)を当該編入する合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に乗じて得た数(略)を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。(略)</p> <p>3 前項の場合においては(略)編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 他の市町村の全部(略)を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。(略)</p> <p>6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p>
-----	---

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号	第16号
------	------

協議事項	合併後における旧海田町議会議員の取扱い
------	---------------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 議員の現員数 60人 (安芸区選出議員の数は4人)	1 議員の現員数 20人	2 議員の任期 平成11年5月2日～平成15年5月1日	2 議員の任期 平成13年4月1日～平成17年3月31日

調整方針(案)	合併後における旧海田町議会議員の取扱いについては、広島市及び海田町の長が別に協議して定める。
---------	--

備 考	(This area is currently blank in the document.)
-----	---

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号	第 17号
------	-------

協議事項	合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い
------	-------------------------

現 況 比 較	
広 島 市	海 田 町
<p>特別職等の職員の任期</p> <p>(1) 市長 平成 11 年 2 月 23 日～平成 15 年 2 月 22 日</p> <p>(2) 助役 平成 14 年 7 月 27 日～平成 18 年 7 月 26 日</p> <p>(3) 収入役 平成 11 年 5 月 20 日～平成 15 年 5 月 19 日</p> <p>(4) 教育長 平成 13 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日</p> <p>(5) 水道事業管理者 平成 13 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日</p> <p>(6) 病院事業管理者 平成 13 年 6 月 1 日～平成 17 年 5 月 31 日</p> <p>(7) 代表監査委員 平成 14 年 7 月 27 日～平成 18 年 7 月 26 日</p>	<p>特別職等の職員の任期</p> <p>(1) 町長 平成 12 年 5 月 27 日～平成 16 年 5 月 26 日</p> <p>(2) 助役 平成 14 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日</p> <p>(3) 収入役 平成 12 年 10 月 3 日～平成 16 年 10 月 2 日</p> <p>(4) 教育長 平成 13 年 4 月 10 日～平成 17 年 4 月 9 日</p>

調整方針（案）	<p style="text-align: center;">合併後における旧海田町の常勤の特別職の職員及び教育長の取扱いについては、広島市及び海田町の長が別に協議して定める。</p>
---------	--

備 考	
-----	--

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号	第18号
------	------

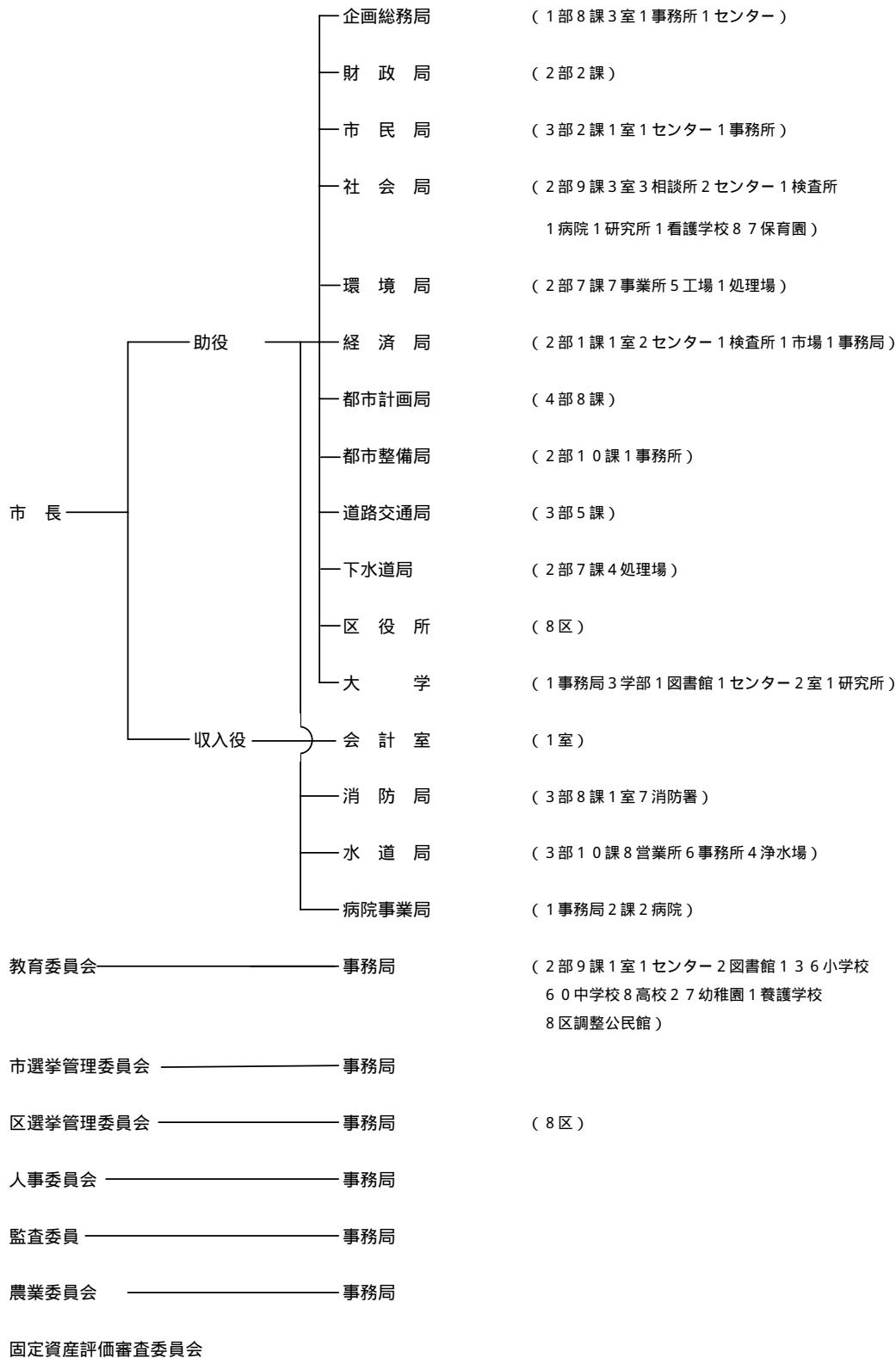
協議事項	行政機関の設置及び組織の取扱い
------	-----------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 執行機関 (資料1のとおり。)	1 執行機関 (資料2のとおり。)		
2 附属機関 広島市情報公開審査会など 79機関 (資料3のとおり。)	2 附属機関 海田町公文書公開審査会など 20機関 (資料3のとおり。)		

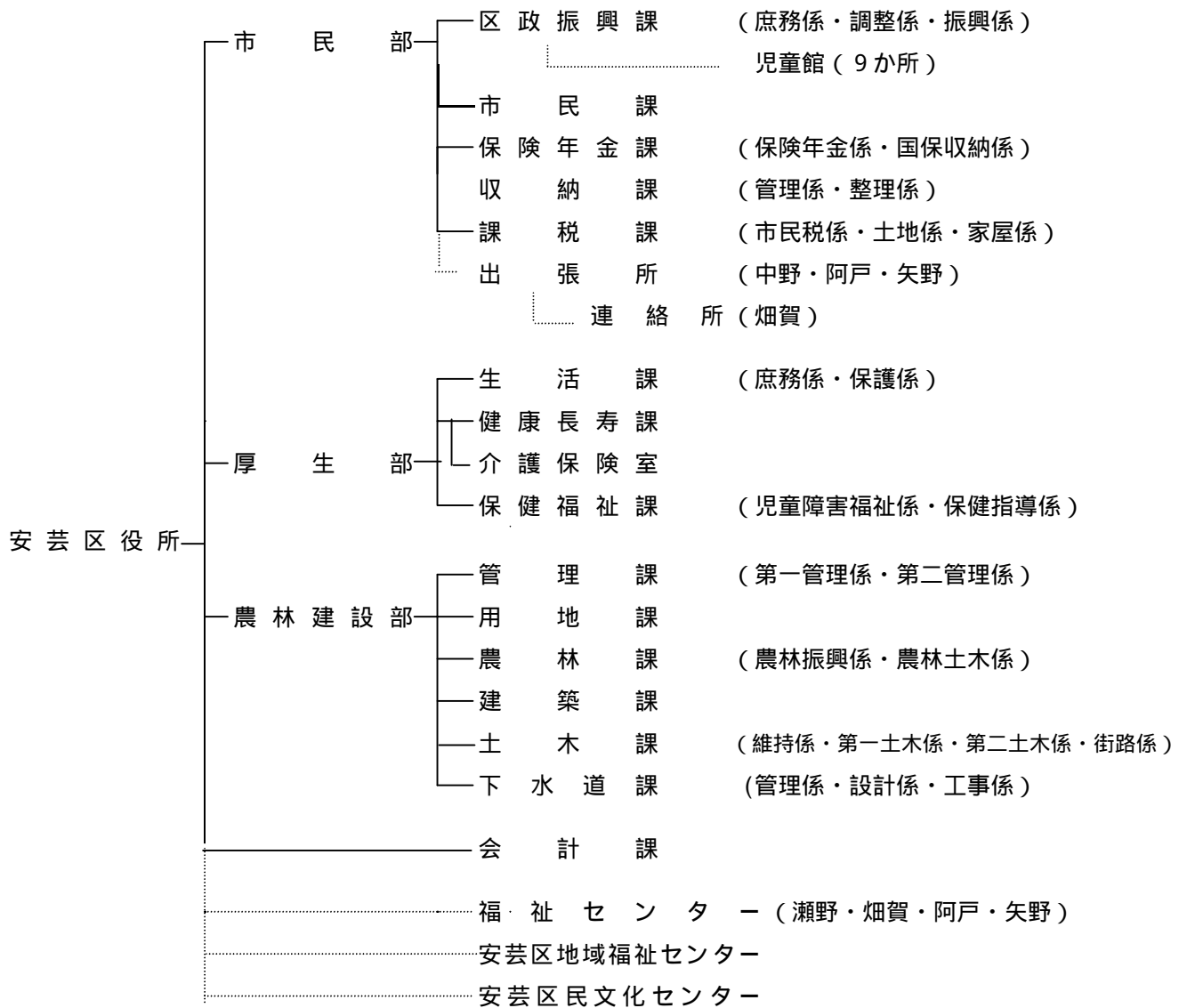
調整方針(案)	<p>(1) 旧安芸郡海田町の区域には、区役所の出張所は設置しない。</p> <p>(2) 海田町に置かれている附属機関については、原則として特別の措置を講じない。ただし、合併後、広島市における附属機関の組織を構成するに当たっては、旧海田町の実情を考慮し、必要に応じて適切な措置を講ずる。</p>
---------	--

備 考	
-----	--

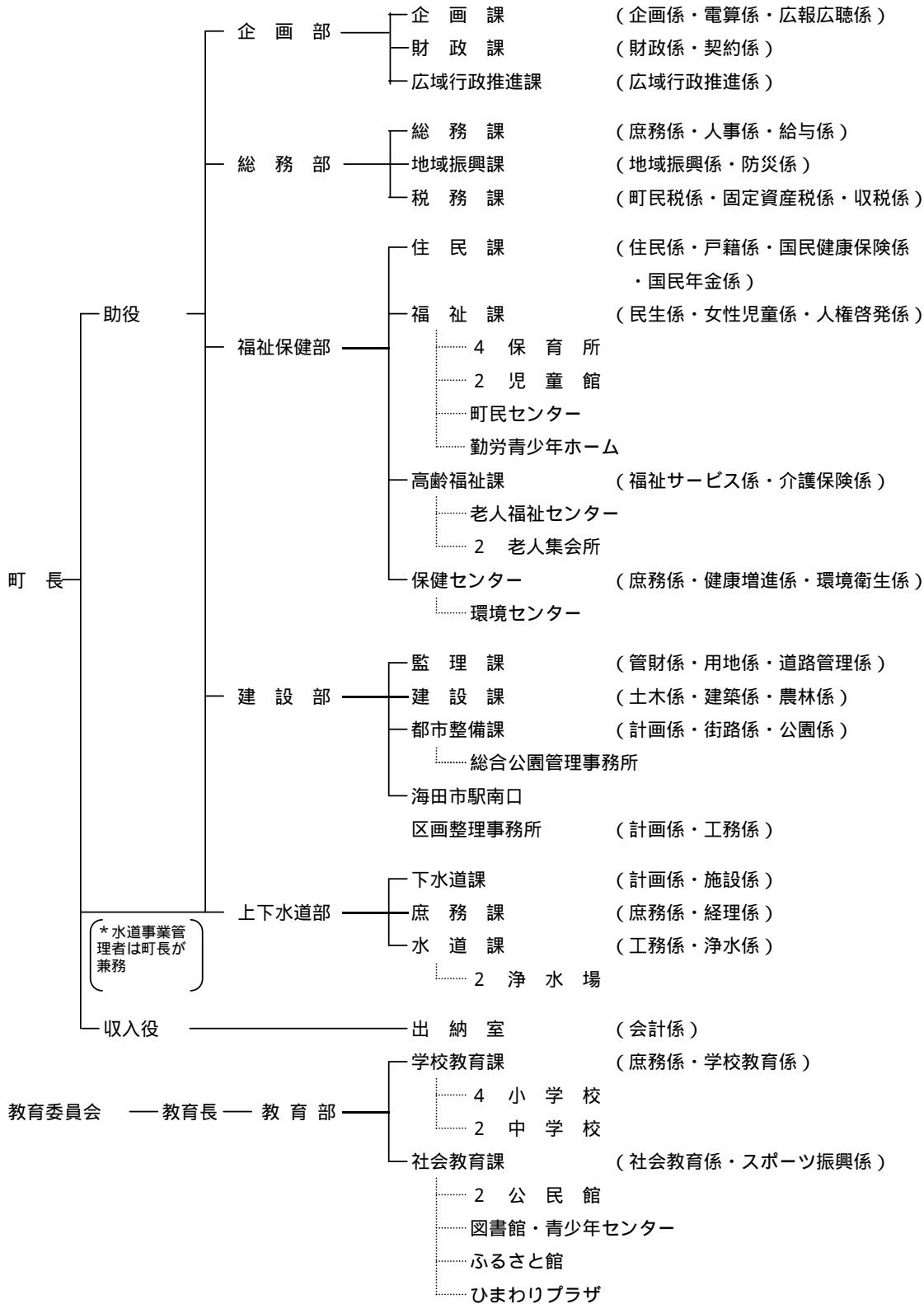
広島市行政機構図（平成14年4月1日現在）



安芸区行政機構図（平成14年4月1日現在）



海田町行政機構図（平成14年4月1日現在）



監査委員

選挙管理委員会 ————— 事務局

農業委員会 ————— 事務局

固定資産評価審査委員会 ————— 事務局

広島市及び海田町の附属機関

広島市	海田町
<p>1 法令によるもの（17）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市特別土地保有税審議会 ・広島市社会福祉審議会 ・広島市民生委員推薦会 ・広島市介護認定審査会 ・広島市障害者施策推進協議会 ・広島市精神保健福祉審議会 ・広島市精神医療審査会 ・広島市国民健康保険運営協議会 ・広島市保健所結核診査協議会 ・広島市感染症診査協議会 ・広島市土地利用審査会 ・広島市都市計画審議会 ・広島市建築審査会 ・広島市開発審査会 ・広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原土地区画整理審議会 ・広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原東部土地区画整理審議会 ・広島市防災会議 <p>2 条例によるもの（62）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市公文書館運営委員会 ・広島市情報公開審査会 ・広島市個人情報保護審議会 ・広島市総合計画審議会 ・国土利用計画（広島市計画）審議会 ・広島市特別職報酬等審議会 ・広島市公務災害補償等認定委員会 ・広島市公務災害補償等審査会 ・広島市消防団員等公務災害補償審査会 ・広島市勤労青少年ホ - ム運営委員会 ・広島市住居表示審議会 ・広島市スポーツ振興審議会 ・広島市民球場運営委員会 ・広島市男女共同参画審議会 ・広島市保健所運営協議会 ・広島市予防接種健康被害調査委員会 ・広島市環境審議会 ・広島市廃棄物処理事業審議会 ・広島市環境影響評価審査会 	<p>1 法令によるもの（7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海田町特別土地保有税審議会 ・海田町民生委員推薦会 ・海田町介護認定審査会 ・海田町国民健康保険運営協議会 ・海田町都市計画審議会 ・広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理審議会 ・海田町防災会議 <p>2 条例によるもの（13）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海田町公文書公開審査会 ・海田町特別職報酬等審議会 ・海田町勤労青少年ホ - ム運営委員会 ・海田町保育所運営審議会 ・海田町営住宅入居者選考委員会 ・海田町交通安全対策会議 ・海田町史編纂委員会 ・海田町水防協議会 ・海田町立学校通学区域審議会 ・海田町文化財審議会 ・海田町社会教育委員会議 ・海田町青少年問題協議会 ・海田町公民館運営審議会

広島市	海田町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市中央卸売市場開設運営協議会 ・ 広島市競輪運営委員会 ・ 広島市安佐箕越地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市安佐箕越地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市安佐鈴張地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市安佐鈴張地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市白木三田東地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市白木三田東地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市白木見張地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市白木見張地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市安佐西部地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市安佐西部地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市沼田中吉山地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市沼田中吉山地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市安佐鈴張南地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市安佐鈴張南地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市白木桧山地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市白木桧山地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市沼田吉山地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市沼田吉山地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市白木中井原地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市白木中井原地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市上瀬野町等旧慣使用林野整備審議会 ・ 広島市屋外広告物審議会 ・ 広島市建築紛争調停委員会 ・ 広島市緑化推進審議会 ・ 広島市市営住宅審議会 ・ 広島港湾委員会 ・ 広島港旅客さん橋運営審議会 ・ 広島市交通安全対策会議 ・ 広島市交通災害共済審査委員会 ・ 広島市自転車等駐車対策協議会 ・ 広島市沼田農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市安佐白木農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市阿戸農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市五日市農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市立大学運営協議会 ・ 広島市立学校通学区域審議会 ・ 広島市文化財審議会 ・ 広島市社会教育委員会議 ・ 広島市青少年問題協議会 ・ 広島市公民館運営審議会 ・ 広島市立図書館協議会 	

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第19号

協議事項 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

現 況			比 較			
広 島 市			海 田 町			
1	農業委員会の委員の定数及び実員		1	農業委員会の委員の定数及び実員		
	区 分	定 数	実 員	区 分	定 数	実 員
	選挙委員	30人	30人	選挙委員	10人	9人
	選任委員	8人	8人	選任委員	3人	3人
	団体推薦	3人	3人	団体推薦	1人	1人
	議会推薦	5人	5人	議会推薦	2人	2人
	合計	38人	38人	合計	13人	12人
2	任期 平成13年6月17日～平成16年6月16日		2	任期 平成14年4月1日～平成17年3月31日		
3	農地面積	3,973.9 ha	3	農地面積	89.0 ha	
4	基準農業者数	8,268	4	基準農業者数	154	

調整方針(案)	<p>(1) 海田町農業委員会は、広島市農業委員会に統合する。</p> <p>(2) 海田町農業委員会の選挙による委員のうち1名は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項の規定により、広島市農業委員会の委員の残任期間、引き続き広島市農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
---------	---

備 考	<p>基準農業者数とは、10a以上の農地につき耕作を営む農家世帯数及び農業生産法人の数の合計数をいう。</p>
-----	---

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号

第20号

協議事項	税の取扱い
------	-------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 個人市民税		1 個人町民税	
(1) 均等割 年額3,000円		(1) 均等割 年額2,000円	
(2) 所得割 標準税率		(2) 所得割 標準税率	
2 法人市民税		2 法人町民税	
(1) 均等割 標準税率		(1) 均等割 標準税率	
(2) 法人税割		(2) 法人税割	
・ 大法人 税率14.7%		・ 大法人 税率14.2%	
・ 小法人 税率12.3%		・ 小法人 税率12.3%	
3 事業所税		3 事業所税	
〔 人口30万以上の都市等が、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税 〕		課税できない。	
(1) 事業に係るもの			
事業を行う法人又は個人に課税			
・ 資産割(事業所床面積1,000㎡を超えるもの)			
事業所床面積1㎡につき600円			
・ 従業者割(従業者数100人を超えるもの)			
従業者給与総額の0.25%			
(2) 新增設に係るもの			
事業所用家屋を新築又は増築した建築主に課税(新增設事業所床面積2,000㎡を超えるもの)			
・ 新增設事業所床面積1㎡につき6,000円			
4 都市計画税		4 都市計画税	
〔 都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税 〕		課税していない。	
市街化区域内の土地又は家屋の所有者に課税(固定資産税とあわせて徴収)			
・ 税率0.3%			

調整方針（案）	<p>海田町に係る税の取扱いについては、平成16年度分から広島市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <p>個人市民税均等割の税率については、平成17年度分から統一する。</p> <p>法人市民税法人税割の税率については、平成16年4月1日以後に終了する事業年度分から統一する。</p> <p>事業所税のうち、事業に係るものについては、平成16年10月1日以後に終了する事業年度分（法人）及び平成16年分（個人）から統一し、新增設に係るものについては、平成16年10月1日以後の新增設から統一する。</p> <p>都市計画税については、平成16年度分は課税せず、平成17年度分は税率0.1%で課税し、平成18年度分は税率0.2%で課税し、平成19年度分から税率0.3%に統一する。</p>
備 考	

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号	第 2 1 号
------	---------

協議事項	補助金等の取扱い
------	----------

現 況 比 較			
補助金等の件数			
区 分	広島市	海田町	備 考
広島市及び海田町の両方に あるもの	(資料 1) 4 1 件		
広島市にのみ又は海田町にのみ あるもの	(資料 2) 1 4 5 件	(資料 3) 2 3 件	
計	1 8 6 件	6 4 件	

調整方針(案)	補助金等は、原則として広島市の制度に統一する。 なお、海田町にのみある制度は原則として廃止する。
---------	---

備 考	広島市及び安芸区並びに海田町の各社会福祉協議会が交付している補助金等については、「安芸区社協・海田町社協・広島市社協合併調整会議」において協議を行う。
-----	---

名 称
警察署管内防犯組合連合会補助
集会施設整備費補助
スポーツ少年団育成振興事業補助
織田幹雄記念国際陸上競技大会開催補助
体育協会等補助
民間社会福祉施設整備費等借入金元利補助
民生委員児童委員協議会運営費補助
老人クラブ連合会補助
単位老人クラブ補助
区、学区社会奉仕活動補助・世代間交流支援事業補助
社会福祉法人による介護サービス利用者負担減免措置助成
住宅改修費支給申請業務支援事業
(社)広島地域障害者雇用支援センター事業補助
心身障害者就労促進事業費補助
精神障害者就労促進事業費補助
乳児保育促進事業補助
延長保育事業費補助
私立保育所運営費補助
公衆衛生推進協議会事業補助
病院群輪番制病院運営事業補助
食品衛生指導事業補助
公衆浴場施設整備補助
合併処理浄化槽設置事業補助
商工会事業補助
有害鳥獣駆除班員傷害保険加入事業補助
有害鳥獣駆除対策事業補助
有害鳥獣駆除事業補助(駆除班補助)
農業祭・農産物品評会事業補助
漁船保険・船主責任保険補助事業
かき養殖共済事業補助
まちづくり活動推進事業補助
がけ地近接等危険住宅移転事業補助
街路灯設置補助事業
バス運行対策費補助
私道内排水設備布設工事費補助
生活扶助世帯水洗便所設備工事費補助
私立幼稚園就園奨励費補助
指定文化財保存事業補助
青少年育成団体事業補助
児童生徒大会派遣補助事業
学校保健会事業補助

名 称
有線放送運営事業補助
法律扶助協会事業補助
統計調査事業補助
退職公務員連盟等補助
労働者福利厚生事業助成
消費者協会事業補助
屋外掲示板設置補助
コミュニティ交流協議会補助
地域活動振興補助
芸術文化団体事業補助
広島交響楽協会事業補助
広島文化デザイン会議開催事業補助
学区体育振興事業補助
体育団体等育成指導補助
アジア競技大会メモリアルイベント開催等補助
各種スポーツ大会開催補助
競技力向上対策事業補助
被害建物等保存・継承事業補助
女性団体連絡会議補助
民間社会福祉施設整備費等補助金
民間社会福祉施設小規模整備等補助金
民間社会福祉施設職員給与改善費補助
社会福祉施設職員等研修補助
民間社会福祉施設産休、病休代替職員雇用費補助
リフト付きタクシー整備費補助事業
老人福祉施設連盟事業補助
軽費老人ホーム事務費補助
島しょ部介護サービス提供支援事業
民間老人福祉施設理学療法士等雇用費補助
老人福祉大会開催補助
全国健康福祉祭参加事業補助
老人福祉施設機能回復訓練研修事業補助
障害子どもまつり開催事業補助
身体障害者等スポーツ大会開催事業補助
心身障害者福祉関係団体等行事開催補助
障害者社会参加推進センター設置運営費補助
民間心身障害者(児)福祉施設通園バス運行費補助
民間社会福祉施設重度障害児(者)処遇職員加配補助
身体障害者福祉活動推進事業補助
身体障害者等スポーツ大会派遣事業補助
心身障害者小規模作業所施設賠償責任保険加入費補助
紙屋町地下街ふれ愛プラザ運営補助
精神障害者社会復帰施設整備費補助
精神障害者社会復帰施設運営費補助
措置入院者入院協力事業補助

名 称

精神障害者共同作業所施設賠償責任保険加入費補助
 精神障害者居宅介護等事業
 精神障害者短期入所事業
 精神障害者地域生活援助事業
 地域組織活動事業補助(母親クラブ活動補助)
 障害児保育事業補助
 一時保育事業費補助
 保育所清掃業務等委託費補助
 保育所地域活動事業補助
 乳幼児健康支援一時預り事業補助
 ひとり親家庭健全育成事業補助
 児童養護施設入所児童学習指導促進事業補助
 児童養護施設入所児童スポーツ活動費用等助成事業
 地域活動連絡協議会助成事業(母親クラブ連絡協議会助成事業)
 私立保育所職員配置費補助
 家庭的保育等事業
 広島戦没者慰霊祭委員会事業補助
 戦傷病者社会参加等促進事業補助
 広島赤十字・原爆病院運営費等補助
 原爆死没者慰霊等事業補助
 各種学会開催補助
 広島難病団体連絡協議会活動費補助
 広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助
 広島県歯科衛生士会歯科衛生士活用推進事業補助
 私立学校等結核健康診断補助
 心身障害児(者)歯科診療事業補助
 学区献血推進協力会運営補助
 広島市医師会等保健衛生活動事業補助
 食品衛生コンサルタント事業補助
 公衆浴場組合事業補助
 公衆浴場施設整備資金利子補助
 民間介護老人保健施設施設・設備整備補助
 民間介護老人保健施設整備資金利子補助
 リサイクルまちづくり推進モデル事業補助
 安芸地区し尿収集手数料格差是正事業補助
 広島市商店街連合会事業補助
 広島商工会議所事業補助
 広島県中小企業団体中央会事業補助
 広島生鮮三品連絡協議会事業補助
 商店街等共同施設整備事業補助
 基礎技術研究支援補助
 商売知恵出し事業補助
 国際規格認証取得支援補助
 伝統的工芸品仏壇仏具展会展補助
 日本貿易振興会広島貿易情報センター事業補助
 日本競輪選手会広島支部補助

名 称
広島競輪従業員共済会助成
広島県教育旅行誘致対策協議会補助
観光行事開催補助
ひろしまライトアップ事業補助
瀬戸内・船客万来事業補助
都市空間の魅力を高めるための賑わいづくり事業補助
農業振興協議会事業補助
椎茸栽培者連絡協議会事業補助
農業制度資金利子補給事業補助
農業経営資金融資利子補給金補助
農業集落排水水洗便所設備事業補助
農業集落排水設備改造資金利子補給金補助
ほ場整備推進特別事業元利償還補助
市民菜園開園事業補助
高能率生産団地育成事業補助
森林組合事業補助
森林機能保全間伐対策事業補助
森林造成事業補助
台風18号対策天災資金融資利子補給
台風18号対策被害漁業者救済資金融資利子補給
ヘテロカブサ赤潮被害漁業者経営維持安定資金融資利子補給
かき浄化施設整備事業補助
海浜清掃事業補助
河川清掃事業補助
肉用牛等集荷対策事業補助
高齢者向け優良賃貸住宅供給モデル事業建設費及び家賃減額補助
特定優良賃貸住宅供給促進事業建設費及び家賃減額補助
民有地緑化事業補助
漁民会館管理運営事業補助
金輪島旅客定期航路事業補助
交通安全運動推進隊連絡協議会補助
街路灯維持補修費補助
私道整備工事費補助
地図混乱地区内私有道路市道編入測量事業補助
日本下水道事業団業務運営費補助
消防団員共済制度補助
政務調査費補助
広島市議会議員互助会事業補助
私立幼稚園就園奨励費交付事務補助
私立幼稚園助成
私立中学校助成
私立高等学校助成
外国人学校助成
P T A協議会等事業補助
女性団体等事業補助
各種社会教育団体事業補助

名	称
青年会議所社会教育事業補助	
ボーイスカウト・ガールスカウト事業補助	
青年団体連絡協議会補助	
子ども会事業補助	
子ども体験・交流促進モデル事業補助	
学校給食会運営費補助	
中学生文化部活動補助	
英語教員海外派遣事業補助	

海田町にのみあるもの(23件)

資料3

名 称	内 容	備 考
作木村交流事業補助	作木村と交流事業を行う各種団体への補助 1 補助対象 親善を目的とした相互訪問事業 郷土芸能及びスポーツ交歓会等 2 補助額 作木村への訪問者 2,000 円/人(1 申請 10 万円以内) 作木村からの訪問者の受け入れ 1,000 円/人(1 申請5万円以内)	作木村では、「三次市・双三郡・甲奴町合併協議会」へ参加し、合併へ向けた協議を進めている。 合併に伴い、当該補助の根拠となる両町の姉妹都市縁組を廃止する。
職員厚生事業補助	海田町職員親睦団体「親和会」への補助 1 補助対象 現職員の親睦、相互扶助並びに福祉増進を図ることを目的とした親和会の事業 講演会、講習会 運動、娯楽、視察旅行 会員の慶弔に関する事業等 2 補助額 120 万円/年 3 会員数 271 名	海田町職員は合併とともに広島市職員の福利厚生を目的として組織する職員互助会(市規則で設置)の会員となるため「親和会」は解散する。 なお、広島市では、講演会、講習会については、福利課等で実施している。 運動、娯楽については、職員互助会で、職場でのレクリエーションや体育行事への助成、文化・体育サークルへの助成、厚生施設借上等の事業を実施している。 会員の慶弔に関する給付については、職員互助会が実施している。
防犯組合連合会補助	海田町防犯組合連合会への補助 1 補助対象 防犯意識の高揚や犯罪を防ぐ防犯連帯感の醸成など防犯活動を推進、実施する事業 2 補助額 20 万円/年	海田町では、「海田町防犯組合連合会」及びその上部組織である「海田警察署管内防犯組合連合会」の両方へ補助金を支出している。 広島市では各警察署管内防犯組合連合会へ補助金を支出している。
自治会連合会運営費補助	自治会連合会への補助 1 補助対象 会議及び研修経費 2 補助限度額 20 万円/年	* 1年の経過措置を設けた後廃止する。
自治会長研修費補助	自治会長への補助 1 補助対象 研修経費 2 補助限度額 70 万 5 千円/年 (15,000 円 × 47 自治会)	* 1年の経過措置を設けた後廃止する。

名 称	内 容	備 考
校区連合会運営費補助	<p>校区連合会への補助</p> <p>1 補助対象 会議及び研修等レクリエーション経費</p> <p>2 補助限度額 会議費及び事務費 37 万円/年 校区スポーツ大会費 40 万円/年 (10 万円×4 校区)</p>	<p>* 1年の経過措置を設けた後廃止する。</p> <p>校区スポーツ大会費については、広島市の類似制度として「地域活動振興補助」(1小学校区あたり補助額 3 万円/年)がある。</p>
自治会集会所運営事業補助	<p>地元集会所管理者への補助</p> <p>1 補助対象 集会所の維持管理に要する光熱水費、保険料、し尿くみ取り料、消耗品費、備品費、修繕料(集会所改修事業に該当するものは除く。)</p> <p>2 補助限度額 2 万円/施設・年</p> <p>3 平成 14 年度補助団体 25 団体(27 施設)</p>	<p>* 1年の経過措置を設けた後廃止する。</p>
自治会集会所等土地借上料補助	<p>地元集会所管理者への補助</p> <p>1 補助対象 集会所の土地借上料</p> <p>2 補助額 借上料から町有地貸付額の当該年度の最高額を減じた額</p> <p>3 補助限度額 3 万円/施設・年</p> <p>4 平成 14 年度補助団体 5 自治会</p>	<p>* 1年の経過措置を設けた後廃止する。</p>
自治会集会所等施設借上料補助	<p>地元集会所管理者への補助</p> <p>1 補助対象 集会所施設の借上料</p> <p>2 補助額 補助対象経費の 1/2</p> <p>3 補助限度額 3 万円/施設・年</p> <p>4 平成 14 年度補助団体 1 自治会</p>	<p>* 1年の経過措置を設けた後廃止する。</p>
新規結成自治会育成費補助	<p>新規自治会結成者への補助</p> <p>1 補助対象 自治会運営費</p> <p>2 補助限度額 2 万円/団体・年</p> <p>3 補助金交付期間 結成年度から 3 年間</p>	<p>現在、平成 12 年度に結成された 2 自治会について補助しており、平成 14 年度で完了する。(補助は 3 年間)</p> <p>平成 13 年度以後、新規自治会は結成されておらず、今後も結成の予定はない。</p>

名 称	内 容	備 考
フェスタひまわり事業補助	<p>フェスタひまわり実行委員会への補助</p> <p>1 補助対象 町で毎年実施される祭り「フェスタひまわり」の出店、ステージ、催事等に係る事業費</p> <p>2 補助額 300万円/年</p>	<p>フェスタひまわりは、実行委員会の意向により廃止する。</p>
海田町民文化振興会事業補助	<p>海田町民文化振興会への補助</p> <p>1 補助対象 町の文化振興を目指す町民参加団体である振興会の事業 七タフェスティバル まちづくりボランティア養成講座 ふるさと再発見ウォークラリー 瀬野川サミット事業 文化のまちづくり会員研修</p> <p>2 補助額 100万円/年</p>	<p>七タフェスティバルは、市民主体での実施を前提に安芸区まちづくり振興費で1年間に限り実施する。その後の事業の継続については手法等を含めて引き続き調整を行う。 まちづくりボランティア養成講座は(財)広島市ひと・まちネットワークの事業に統合する。 ふるさと再発見ウォークラリーは廃止する。 瀬野川サミット事業は公民館学習会事業の中で検討していく。 文化のまちづくり会員研修は、当該振興会の自主事業で実施する。</p>
海田町音楽祭実行委員会事業補助	<p>海田町音楽祭実行委員会への補助</p> <p>1 補助対象 町内及び近隣市町の音楽団体が構成される音楽祭実行委員会の事業 ふれあいコンサート 楽譜ライブラリー ふれあいサマーコンサート</p> <p>2 補助額 60万円/年</p>	<p>ふれあいコンサートは安芸区民文化センター自主事業で1年間に限り実施する。その後の事業の継続については手法等を含めて引き続き調整を行う。 楽譜ライブラリーは廃止する。 ふれあいサマーコンサートは安芸区民文化センターの事業に統合する。</p>
織田幹雄スポーツ振興会事業補助	<p>織田幹雄スポーツ振興会への補助</p> <p>1 補助対象 振興会の事業 スポーツ指導者の育成、資質向上のための各種事業 海田町民スポーツ振興のための各種事業 競技力の向上のための各種事業 表彰事業</p> <p>2 補助額 100万円/年</p>	<p>振興会の各事業は、(財)広島市スポーツ協会の事業へ統合する。</p>

名 称	内 容	備 考
海田町国際交流協会 事業補助	海田町国際交流協会への補助 1 補助対象 協会の事業 国際親善サッカー大会 日米草の根交流サミット 海外研修(一般研修) 青少年海外研修 国際理解講座 フェスタひまわり屋台村出店 世界の料理教室 2 補助額 300万円/年	国際親善サッカー大会は、事業費を区まちづくり振興費に計上し、市民主体で継続する。 日米草の根交流サミットは事業完了に伴い廃止する。 海外研修(一般研修)、青少年海外研修、国際理解講座は、(財)広島市平和文化センターの事業に統合する。 フェスタひまわり屋台村出店は廃止する。 世界の料理教室は公民館及び留学生会館の事業へ統合する。
老人福祉センターまつり	老人福祉センターまつり実行委員会への補助 1 補助対象 老人福祉センターまつりにおける発表会、作品展、囲碁大会、バザー等に係る事業費 2 補助額 12万円/年	広島市が実施している各種イベント等の中での実施の可能性について検討する。
火葬料補助	広島市内の火葬場を使用した町民への補助 1 補助対象 火葬場使用料の広島市との差額分 2 補助額 12歳以上 24,500円 12歳未満 14,000円 死産児 9,800円	合併に伴い不要となる。 [参考] 1 広島市の火葬場 永安館、可部火葬場、五日市火葬場 2 使用料: 12歳以上 (市民) 5,500円 (その他) 30,000円 12歳未満 (市民) 4,000円 (その他) 18,000円 死産児 (市民) 2,200円 (その他) 12,000円
ふるさと特産品づくり 奨励事業補助	海田町ふるさと特産品協議会への補助 1 補助対象 協議会の事業 先進事例の調査・研究 特産品開発に関する技術開発 その他町長が必要と認める事業 2 補助額 140万円/年	合併までに、事業目的の達成を図る。 なお、協議会は、合併後も任意の団体として存続する。

名 称	内 容	備 考
森林有効利用推進活動費補助	<p>日ノ浦山を育てる会への補助</p> <p>1 補助対象 日ノ浦山国有林を有効利用し保全することを研究・協議する「日ノ浦山を育てる会」の事業 植樹 パンフレット作成 登山道伐採(ルート確保) 標識設置 登山会</p> <p>2 補助額 7万円/年</p>	安芸区内には森林保護等を目的としたボランティア団体があり、行政とも緊密に連携をとって活動している。
交通安全協会事業費等補助	<p>海田町交通安全協会への補助</p> <p>1 補助対象 春及び秋の全国交通安全運動 広島県夏の交通安全運動 年末交通事故防止交通安全決起大会 幼児交通安全クラブ音楽会</p> <p>2 補助額 52万5千円/年</p>	海田町では、交通安全啓発事業等は海田町交通安全協会が実施し、町が補助金を交付しているが、広島市では、これらの事業は市が直接実施している。
自主防災組織防災資器材購入費補助	<p>自治会を単位とした自主防災組織への防災資器材購入費補助</p> <p>1 補助対象 結成の初年度または防災訓練実績のある組織が購入した防災資器材の費用の2/3</p> <p>2 補助限度額 40,000円</p> <p>3 補助金交付申請 1組織につき3年度に1回</p>	広島市では、消防団車庫に自主防災会等地域住民が使用することのできる防災活動資器材を配備している。
人権教育研究会補助	<p>海田町人権教育研究会への補助</p> <p>1 補助対象 保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員及び社会教育機関の職員で構成される研究会の運営費等 人権教育推進のための総合計画の立案、推進及び成果の評価・反省 研究部会の開催 その他人権教育推進上必要な事業</p> <p>2 補助額 30万円/年</p>	行政に関する事項について自主的に研究を行う職員のグループ活動を奨励し、その経費の一部を援助する広島市の「自発的研究活動奨励・援助」制度を活用できるよう調整する。
成人祭事業補助	<p>成人祭式典後の記念パーティの企画・実施を行う海田町成人祭実行委員会への補助</p> <p>1 補助対象 記念パーティに係る費用</p> <p>2 補助額 55万8千円/年</p>	合併に伴い成人祭を市に統一する。 なお、広島市では、市民公募の実行委員会を設けて成人祭の企画等に参加してもらっているが、経費については補助金ではなく、市が直接執行している。

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号	第 2 2 号
------	---------

協議事項	国民健康保険事業の取扱い
------	--------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
<p>1 世帯数等の状況(平成 14 年 3 月末現在)</p> <p>(1) 世帯数 192,435 世帯</p> <p>(2) 被保険者数 345,429 人</p> <p>(3) 第 2 号被保険者数 105,628 人</p> <p>2 保険料の賦課状況(平成 14 年度)</p> <p>(1) 保険料率</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 医療分 所得割 605 %</p> <p style="margin-left: 40px;"> 均等割 21,851 円</p> <p style="margin-left: 40px;"> 平等割 12,796 円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 介護分 所得割 87 %</p> <p style="margin-left: 40px;"> 均等割 4,958 円</p> <p style="margin-left: 40px;"> 平等割 2,186 円</p> <p>(2) 所得割算定基礎</p> <p style="margin-left: 40px;">当該年度の市民税所得割額</p> <p>(3) 限度額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 医療分 52 万円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 介護分 7 万円</p> <p>(4) 納期(回数)</p> <p style="margin-left: 40px;">6 月～3 月(10 回)</p> <p>(5) 督促</p> <p style="margin-left: 40px;">督促手数料 なし</p> <p>(6) 保険料(税)の現況比較</p> <p style="margin-left: 40px;">別紙のとおり</p> <p>3 被保険者証</p> <p>(1) 更新時期 10 月 1 日(1 年更新)</p> <p>(2) 被保険者証の交付 世帯ごとに交付</p>	<p>1 世帯数等の状況(平成 14 年 3 月末現在)</p> <p>(1) 世帯数 4,672 世帯</p> <p>(2) 被保険者数 8,617 人</p> <p>(3) 第 2 号被保険者数 2,641 人</p> <p>2 保険税の賦課状況(平成 14 年度)</p> <p>(1) 保険税率</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 医療分 所得割 5.4 %</p> <p style="margin-left: 40px;"> 資産割 18.0 %</p> <p style="margin-left: 40px;"> 均等割 25,200 円</p> <p style="margin-left: 40px;"> 平等割 25,200 円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 介護分 所得割 0.9 %</p> <p style="margin-left: 40px;"> 資産割 5.0 %</p> <p style="margin-left: 40px;"> 均等割 6,600 円</p> <p style="margin-left: 40px;"> 平等割 4,200 円</p> <p>(2) 所得割算定基礎</p> <p style="margin-left: 40px;">前年度総所得額 - (住民税基礎控除相当額 + 給与特別控除額 + 公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税課税の特例分)</p> <p>(3) 限度額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 医療分 53 万円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 介護分 7 万円</p> <p>(4) 納期(回数)</p> <p style="margin-left: 40px;">7 月～2 月(8 回)</p> <p>(5) 督促</p> <p style="margin-left: 40px;">督促手数料 50 円</p> <p>(6) 保険料(税)の現況比較</p> <p style="margin-left: 40px;">別紙のとおり</p> <p>3 被保険者証</p> <p>(1) 更新時期 10 月 1 日(1 年更新)</p> <p>(2) 被保険者証の交付 被保険者ごとに交付 (個人カード化)</p>		

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
4 保険給付（法律で給付内容が定まっているものを除く。）	4 保険給付（法律で給付内容が定まっているものを除く。）		
(1) 出産育児一時金 30万円	(1) 出産育児一時金 30万円		
(2) 葬祭費 4万円	(2) 葬祭費 2万円		
(3) はり・きゅう施術費 1回につき700円 1年間(4月～翌年3月)1人35回まで	(3) はり・きゅう施術費 実施していない。		
5 保健事業	5 保健事業		
(1) 人間ドックの助成	(1) 人間ドックの助成		
ア 対象者 前年度の保険料を完納している世帯に属する人 当該年度中に40歳、45歳、50歳、55歳になる人	ア 対象者 前年度の保険料を完納している世帯に属する人 人間ドック検診時に40歳以上で老人保健の該当者を除く人		
イ 助成額 検診料金の7割	イ 助成額 2万円を限度		
(2) 国保総合健康づくり推進事業 実施していない。	(2) 国保総合健康づくり推進事業 健康教育、健康相談、健康増進事業、生活習慣改善事業、こころの健康づくり事業等を実施している。		

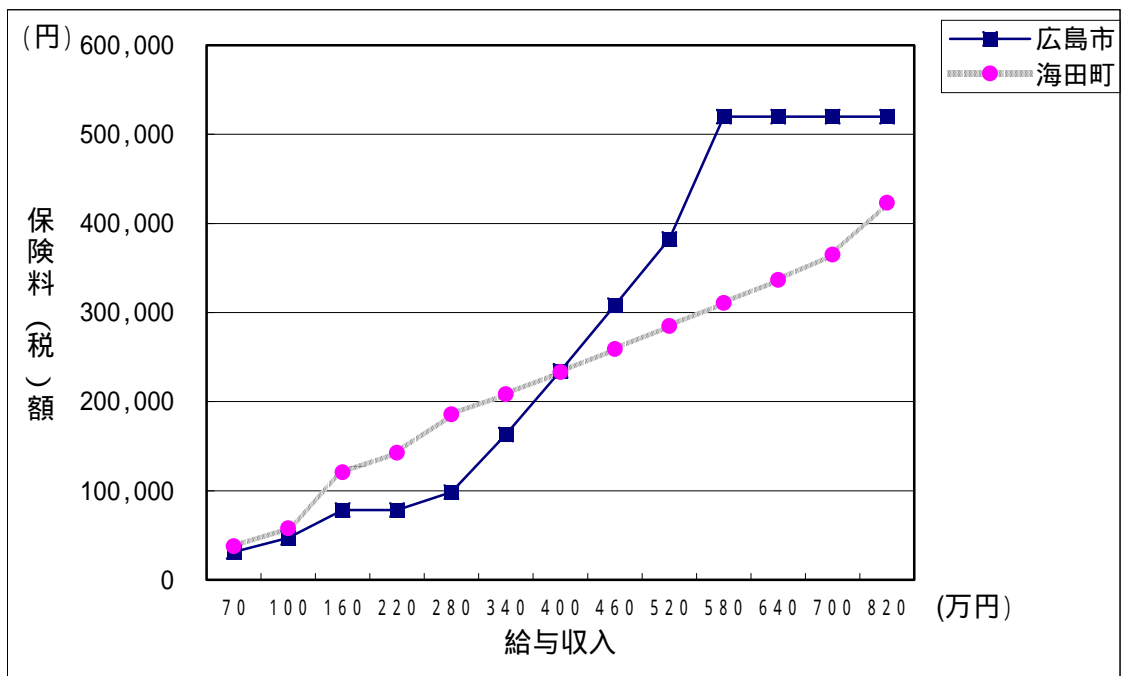
調整方針（案）	<p>国民健康保険事業については、広島市の制度に統一する。ただし、次のとおり経過措置を設ける。</p> <p>制度の統一により保険料が増加する世帯については、2年間の減額措置を行う。</p> <p>海田町発行の個人ごとの被保険者証は有効期限までそのまま使用し、それ以後は広島市の被保険者証を世帯ごとに発行する。</p>
---------	---

備 考	広島市の保険料に統一した場合、保険料が増加・減少する海田町の世帯数						
	区分	増減額（年額）					合計
		50,000円以下	50,001円～100,000円	100,001円～150,000円	150,001円～200,000円	200,001円以上	
	増加世帯数	544世帯	335世帯	166世帯	106世帯	116世帯	1,267世帯
減少世帯数	2,291世帯	712世帯	203世帯	42世帯	52世帯	3,300世帯	
世帯数は平成14年度当初賦課期日現在							

保険料（税）現況比較

平成14年度保険料（税）の額

給与収入(給与所得金額)	広島市(A)	海田町(B)	差額(円) (A) - (B)
	保険料の額(円)	保険税の額(円)	
70 万円 (5万円)	31,338	37,800	6,462
100 万円 (35万円)	47,007	57,960	10,953
160 万円 (95万円)	78,349	120,600	42,251
220 万円 (136万円)	78,349	142,740	64,391
280 万円 (178万円)	98,314	185,580	87,266
340 万円 (220万円)	163,049	208,260	45,211
400 万円 (266万円)	234,439	233,100	1,339
460 万円 (314万円)	308,249	259,020	49,229
520 万円 (362万円)	382,664	284,940	97,724
580 万円 (410万円)	520,000	310,860	209,140
640 万円 (458万円)	520,000	336,780	183,220
700 万円 (510万円)	520,000	364,860	155,140
820 万円 (618万円)	520,000	423,180	96,820



上記比較に係る世帯等の設定は、夫婦と子1人の3人世帯、所得者は世帯主のみ、配偶者特別控除(33万円)の適用あり、固定資産税額は42,000円。

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第23号

協議事項	水道事業の取扱い
------	----------

現 況		比 較					
広 島 市		海 田 町					
1 水道料金 (1) 基本料金(1か月につき)		1 水道料金 (1) 基本料金(1か月につき)					
用途	基本水量	メーターの口径	金額	用途	基本水量	金額	
家事用 業務用 公衆浴場用 プール用	10m ³	13mm	810円	一般用	8m ³	560円	
		20mm	860円	業務用	8m ³	700円	
		25mm	910円	公衆浴場用	-	-	
		40mm	1,200円	プール用	-	-	
		50mm	2,425円	(消費税及び地方消費税は含まない。)			
		75mm	2,975円	(2) 従量料金(1か月につき)		(2) 従量料金(1か月につき)	
		100mm	3,590円	用途	使用水量の区分	金額 (1m ³ につき)	
		150mm	5,375円	家事用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円	
		200mm	6,930円		15m ³ を超え 20m ³ まで	168円	
250mm	10,220円	20m ³ を超え 40m ³ まで	203円				
300mm	14,605円	40m ³ を超え 100m ³ まで	229円				
		100m ³ を超えるもの	241円				
		業務用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円			
			15m ³ を超え 20m ³ まで	193円			
			20m ³ を超え 40m ³ まで	228円			
			40m ³ を超え 100m ³ まで	257円			
			100m ³ を超え 200m ³ まで	288円			
			200m ³ を超えるもの	316円			
		一般用	8m ³ を超え 10m ³ まで	90円			
			10m ³ を超え 15m ³ まで	100円			
			15m ³ を超え 20m ³ まで	120円			
			20m ³ を超え 30m ³ まで	130円			
			30m ³ を超え 40m ³ まで	150円			
			40m ³ を超え 100m ³ まで	160円			
			100m ³ を超えるもの	180円			
		業務用	8m ³ を超え 10m ³ まで	110円			
			10m ³ を超え 20m ³ まで	120円			
			20m ³ を超え 30m ³ まで	150円			
			30m ³ を超え 40m ³ まで	160円			
			40m ³ を超え 100m ³ まで	190円			
			100m ³ を超えるもの	220円			

現 況			比 較																				
広 島 市			海 田 町																				
公衆浴場用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106 円	公衆浴場用	1m ³ につき	70 円																		
	15m ³ を超えるもの	62 円	プ ール 用	1m ³ につき	120 円																		
プ ール 用	10m ³ を超えるもの	116 円	臨 時 用	1m ³ につき	300 円																		
特別給水	1m ³ につき	159 円	(消費税及び地方消費税は含まない。)																				
(消費税及び地方消費税は含まない。)			2 メーター使用料(1か月につき)																				
2 メーター使用料 なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>60 円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>110 円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,150 円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>1,520 円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>1,920 円</td> </tr> <tr> <td>100mm を超えるもの</td> <td>町長が別に定める。</td> </tr> </tbody> </table>			口 径	金 額	13mm	60 円	20mm	110 円	25mm	120 円	40mm	300 円	50mm	1,150 円	75mm	1,520 円	100mm	1,920 円	100mm を超えるもの	町長が別に定める。
口 径	金 額																						
13mm	60 円																						
20mm	110 円																						
25mm	120 円																						
40mm	300 円																						
50mm	1,150 円																						
75mm	1,520 円																						
100mm	1,920 円																						
100mm を超えるもの	町長が別に定める。																						
			(消費税及び地方消費税は含まない。)																				

現 況 比 較

(参考)

使用水量別料金比較(1か月につき)

用途	口径	使用水量	広島市(A)	海田町(B)	比較(A)-(B)
家事用	13mm	8 m ³	810 円	620 円	190 円
		10 m ³	810 円	800 円	10 円
		20 m ³	2,180 円	1,900 円	280 円
		30 m ³	4,210 円	3,200 円	1,010 円
	20mm	8 m ³	860 円	670 円	190 円
		10 m ³	860 円	850 円	10 円
		20 m ³	2,230 円	1,950 円	280 円
		30 m ³	4,260 円	3,250 円	1,010 円
	25mm	8 m ³	910 円	680 円	230 円
		10 m ³	910 円	860 円	50 円
		20 m ³	2,280 円	1,960 円	320 円
		30 m ³	4,310 円	3,260 円	1,050 円
業務用	13mm	8 m ³	810 円	760 円	50 円
		10 m ³	810 円	980 円	170 円
		20 m ³	2,305 円	2,180 円	125 円
		30 m ³	4,585 円	3,680 円	905 円
	20mm	8 m ³	860 円	810 円	50 円
		10 m ³	860 円	1,030 円	170 円
		20 m ³	2,355 円	2,230 円	125 円
		30 m ³	4,635 円	3,730 円	905 円
	25mm	8 m ³	910 円	820 円	90 円
		10 m ³	910 円	1,040 円	130 円
		20 m ³	2,405 円	2,240 円	165 円
		30 m ³	4,685 円	3,740 円	945 円
	40mm	200 m ³	51,475 円	38,920 円	12,555 円
		300 m ³	83,075 円	60,920 円	22,155 円
	50mm	400 m ³	115,900 円	83,770 円	32,130 円
		500 m ³	147,500 円	105,770 円	41,730 円
公衆浴場用	40mm	2,000 m ³	124,800 円	140,300 円	15,500 円
プール用	75mm	1,000 m ³	117,815 円	121,520 円	3,705 円
		2,000 m ³	233,815 円	241,520 円	7,705 円
	100mm	1,000 m ³	118,430 円	121,920 円	3,490 円
		2,000 m ³	234,430 円	241,920 円	7,490 円

注1 太枠内は、海田町の家事用で設置件数が最も多い口径13mm、平均使用水量20m³/月の料金。

2 海田町の料金は、メーター使用料を含む。

3 消費税及び地方消費税額は含まない。

現 況 比 較

3 施設整備納付金

メ-タ-の口径	広島市 (A)	海田町 (B)	比較 (A)-(B)
13mm	50,000 円	45,000 円	5,000 円
20mm	125,000 円	110,000 円	15,000 円
25mm	230,000 円	200,000 円	30,000 円
40mm	800,000 円	650,000 円	150,000 円
50mm	1,500,000 円	1,300,000 円	200,000 円
75mm	4,400,000 円	3,200,000 円	1,200,000 円
100mm	8,800,000 円	6,300,000 円	2,500,000 円
150mm	24,800,000 円	16,500,000 円	8,300,000 円
200mm	52,800,000 円	町長が別に定める。	-
250mm 以上	管理者が別に定める。		

(消費税及び地方消費税は含まない。)

4 設計審査手数料・工事検査手数料(1工事につき)

メ-タ-の口径	設計審査手数料			工事検査手数料		
	広島市 (A)	海田町 (B)	比較 (A)-(B)	広島市 (C)	海田町 (D)	比較 (C)-(D)
13mm	1,500 円	1,000 円	500 円	1,800 円	1,500 円	300 円
20mm	2,500 円	1,500 円	1,000 円	2,800 円	2,000 円	800 円
25mm		2,000 円	500 円		3,000 円	200 円
40mm	4,000 円	3,000 円	1,000 円	5,100 円	4,000 円	1,100 円
50mm	6,300 円	4,000 円	2,300 円	8,000 円	5,000 円	3,000 円
75mm		5,000 円	1,300 円		6,000 円	2,000 円
100mm	11,300 円	10,000 円	1,300 円	13,400 円	11,000 円	2,400 円
150mm			9,200 円			
200mm 以上	19,200 円					

調整方針(案)

- (1) 海田町が経営する水道事業は、広島市が引き継ぐ。
- (2) 水道料金その他の供給条件については、広島市の制度に統一する。

(参考)
事業概要

平成 14 年 3 月 31 日現在

区 分	広 島 市	海 田 町
行政区域内人口	1,190,898 人 (1,128,000 人)	30,436 人
給水区域内人口 (A)	1,190,368 人 (1,127,470 人)	30,436 人
給 水 人 口 (B)	1,149,656 人 (1,086,924 人)	30,022 人
普 及 率 (B) / (A)	96.6% (96.4%)	98.6%
施 設 能 力	628,100m ³ /日	17,300m ³ /日
年 間 給 水 量	150,846,154m ³	4,032,484m ³
1 日最大給水量	532,841m ³ /日	14,005m ³ /日
1 日平均給水量	413,277m ³ /日	11,048m ³ /日

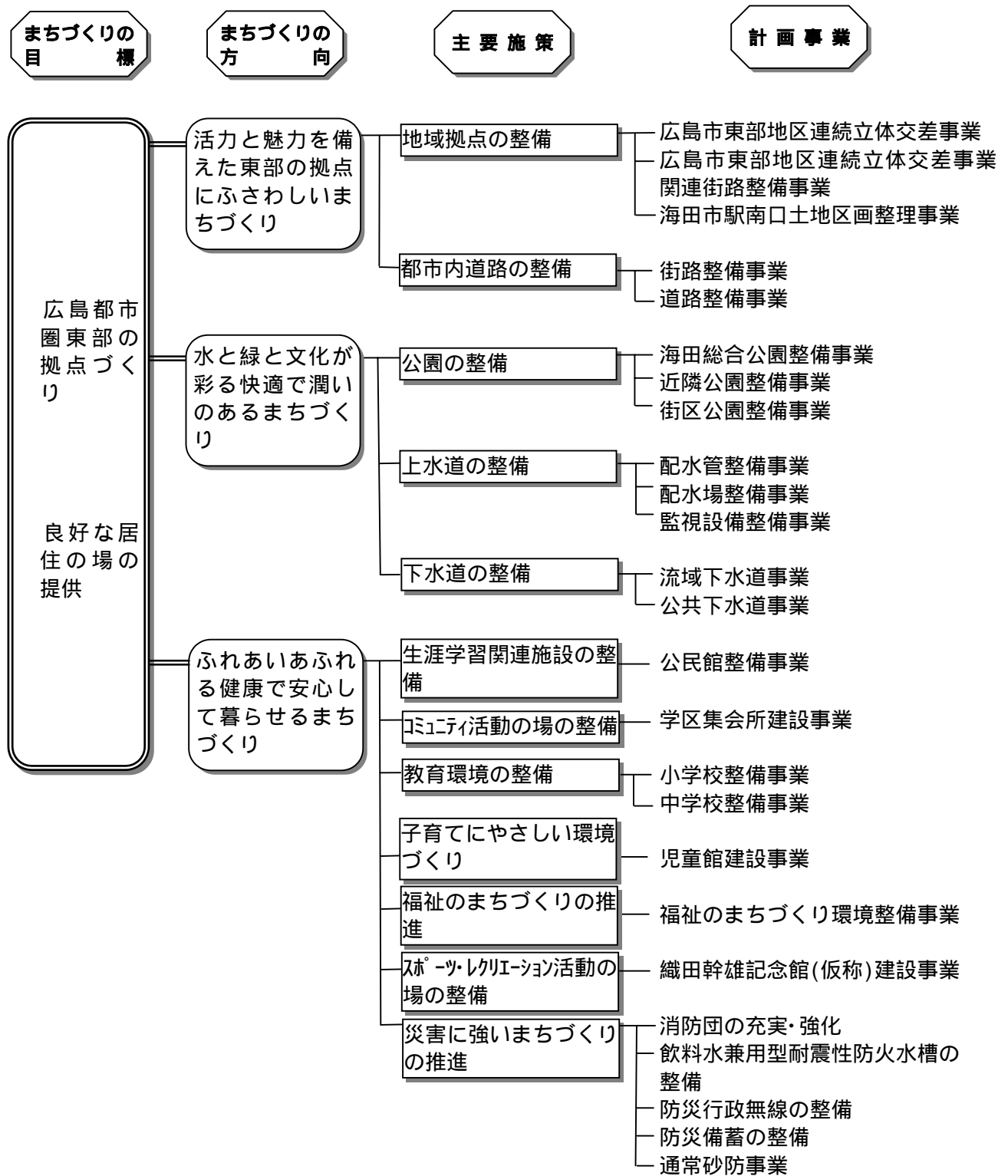
注 1 広島市は、府中町及び坂町を含む。

2 ()内は、広島市のみの数値

備 考

広島市・海田町合併建設計画素案(事業計画・財政計画(案))

1 事業計画
 施策体系



事業一覧

1 活力と魅力を備えた東部の拠点にふさわしいまちづくり

(1) 地域拠点の整備

事業名	事業概要	概算事業費
広島市東部地区連続立体交差事業	J R山陽本線・呉線の高架化	432億2,900万円
広島市東部地区連続立体交差事業関連街路整備事業	都市計画道路青崎中店線(海田瀬野線を含む。)の整備 都市計画道路上市石原線の整備 都市計画道路大正矢野線の整備	
海田市駅南口土地区画整理事業	海田市駅南口の土地区画整理	

(2) 都市内道路の整備

事業名	事業概要	概算事業費
街路整備事業	都市計画道路新開蟹原線の整備(3工区) 都市計画道路新開蟹原線の整備(4工区) 都市計画道路中店小学校線の整備 都市計画道路海田臨港線の整備	90億4,000万円
道路整備事業	町内道路(町道6号線、町道10号線など)の改良 新畝橋(仮称)の架設	

合計概算事業費

522億6,900万円

2 水と緑と文化が彩る快適で潤いのあるまちづくり

(1) 公園の整備

事業名	事業概要	概算事業費
海田総合公園整備事業	第2期(キャンプ場、遊歩道など)の整備	61億1,000万円
近隣公園整備事業	合併記念公園新設1か所	
街区公園整備事業	新設6か所	

(2) 上水道の整備

事業名	事業概要	概算事業費
配水管整備事業	黄金山配水池系配水管、矢野配水池系配水管の敷設	31億3,700万円
	瀬野川配水池系配水管の整備	
	未配管路線への敷設	
	配水管の増口径敷設替え 老朽管の更新	
配水場整備事業	矢野配水場の送水ポンプ増設1台など ポンプ所の新設2か所など 緊急遮断弁の設置	
監視設備整備事業	常時監視装置の設置	

(3) 下水道の整備

事業名	事業概要	概算事業費
流域下水道事業	太田川流域下水道(瀬野川処理区)の整備	115億5,800万円
公共下水道事業	雨水管の整備 汚水管の整備	

合計概算事業費

208億 500万円

3 ふれあいあふれる健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 生涯学習関連施設の整備

事業名	事業概要	概算事業費
公民館整備事業	海田公民館の大規模改修 海田公民館、海田東公民館の福祉環境整備	4億5,700万円

(2) コミュニティ活動の場の整備

事業名	事業概要	概算事業費
学区集会所建設事業	新設1か所	9,600万円

(3) 教育環境の整備

事業名	事業概要	概算事業費
小学校整備事業	海田東小学校の屋内運動場改築	10億7,300万円
中学校整備事業	海田中学校のプール新築、校舎改築	

(4) 子育てにやさしい環境づくり

事業名	事業概要	概算事業費
児童館建設事業	新設1か所	1億3,700万円

(5) 福祉のまちづくりの推進

事業名	事業概要	概算事業費
福祉のまちづくり環境整備事業	公共施設の福祉環境の整備・改善	1億1,600万円

(6) スポーツ・レクリエーション活動の場の整備

事業名	事業概要	概算事業費
織田幹雄記念館(仮称)建設事業	新設1か所	10億4,000万円

(7) 災害に強いまちづくりの推進

事業名	事業概要	概算事業費
消防団の充実・強化	消防団車庫の建設4か所 小型動力ポンプ積載車の配備1台 消防ポンプ自動車の更新1台	3億1,800万円 (通常砂防事業(広島県事業)に係る事業費を除く。)
飲料水兼用型耐震性防火水槽の整備	1基設置	
防災行政無線の整備	防災行政無線屋外受信機の設置1機 防災行政無線屋内受信機の設置	
防災備蓄の整備	食料、生活必需品の備蓄	
通常砂防事業	東桜木川の砂防えん堤、擁壁等整備	

合計概算事業費

32億3,700万円

概算事業費一覧

区 分	概算事業費
活力と魅力を備えた東部の拠点にふさわしいまちづくり	522億6,900万円
水と緑と文化が彩る快適で潤いのあるまちづくり	208億 500万円
ふれあいあふれる健康で安心して暮らせるまちづくり	32億3,700万円
小 計	763億1,100万円
事業実施に伴う公債費	73億2,400万円
合 計	836億3,500万円

2 財政計画

(1) 歳入

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合 計
	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	兆 億 万円
地 方 税	20436200	20466400	20483300	20500200	20500200	20500200	20500200	20500200	20500200	20500200	204887300
地方譲与税等	3564000	3564000	3564000	3564000	3564000	3564000	3564000	3564000	3564000	3564000	35640000
地方交付税	5493000	5491600	5490000	5492100	5509300	5458600	5468900	5478800	5486900	5493900	54863100
国・県支出金	9189300	9355600	9404200	9468500	9475900	9344500	9339600	9370600	9360200	9326900	93635300
地 方 債	6476800	6745000	6477100	6533200	6529500	6442200	6410000	6395000	6331700	6318000	64658500
そ の 他	10316000	10338000	10337200	10347900	10336600	10324900	10329900	10329500	10326800	10326300	103313100
歳入合計	55475300	55960600	55755800	55905900	55915500	55634400	55612600	55638100	55569800	55529300	556997300

(2) 歳出

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合 計
	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	兆 億 万円
人 件 費	9255900	9251200	9253700	9263100	9252400	9264400	9272400	9253700	9256400	9240400	92563600
物件費・ 維持補修費	7404700	7352700	7353000	7352900	7353000	7353200	7353200	7352900	7353100	7353000	73581700
扶 助 費	8154700	8164100	8174000	8184400	8195300	8206700	8218600	8231000	8244100	8257800	82030700
補 助 費 等	4128000	4131200	4133600	4132500	4135500	4139400	4135900	4135700	4139200	4135700	41346700
投資的経費	12247200	12770700	12412600	12488100	12545700	12177100	12119900	12123100	12033100	11974200	122891700
公 債 費	6348200	6364900	6376400	6393500	6417100	6428800	6442600	6455000	6465500	6465500	64157500
そ の 他	7936600	7925800	8052500	8091400	8016500	8064800	8070000	8086700	8078400	8102700	80425400
歳出合計	55475300	55960600	55755800	55905900	55915500	55634400	55612600	55638100	55569800	55529300	556997300

この財政計画は、一般会計を対象として、平成14年度当初予算をベースに、国・県の合併支援策や合併による増減を勘案して推計したものである。